

○周南市農業委員会地区協議会設置要綱

令和5年1月1日農委要綱第1号

周南市農業委員会地区協議会設置要綱

(設置)

第1条 周南市農業委員会（以下「委員会」という。）の委員（以下「委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が、それぞれの地域活動の中で取り組むべき課題、目標、諸問題の解決策等（以下これらを「課題等」という。）について協議し、委員及び推進委員の課題等に係る認識の共有化を図るとともに、委員と推進委員が連携して地域に密着した農地の利用の最適化を進め、農業の持続的発展に寄与するため、市域を5地区に分け、それぞれの地区に地区協議会（以下「地区協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 地区協議会が所掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域活動についての協議又は調整に関する事務
- (2) 課題解決に向けた協議に関する事務
- (3) 地区協議会の地区内の農業者、関係者、関係団体等との意見交換に関する事務
- (4) 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「農業委員会法」という。）第7条第1項第1号及び第2号に規定する農地等の利用の最適化の推進に関する目標及び推進の方法について、同条第2項の規定により指針を定め、又はこれを変更する場合の地区協議会における推進委員の意見聴取に関する事務
- (5) 農業委員会法第38条第1項に規定する農地等利用最適化推進施策の企画立案又は実施する関係行政機関等に対する農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見についての地区協議会での取りまとめに関する事務
- (6) 地区協議会としての意見の集約に関する事務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、委員会の会長（以下「会長」という。）又は第4条第2項に規定する座長が必要と認める事務

(地区協議会の名称、管轄区域等)

第3条 各地区協議会の名称及び管轄区域（周南市農業委員会の農地利用最適化推進

委員の選任に関する規則（令和5年周南市農業委員会規則第1号）第2条に規定する推進委員が担当する区域を基にまとめた区域をいう。以下同じ。）は次のとおりとする。

名 称	管轄区域
南部地区協議会	徳山・大津島、久米、櫛浜・鼓南、四熊1（東部）、四熊2（西部）、下上・小畑、菊川、富田・福川
西部地区協議会	夜市、戸田、湯野、和田1（北部）、和田2（南部）
徳山北部地区協議会	大向、大道理、長穂、須々万1（北部）、須々万2（南部）、中須1（中須南）、中須2（中須北）、須金
熊毛地区協議会	八代、高水、呼坂、大河内、安田、小松原
鹿野地区協議会	鹿野1（北部）、鹿野2（東部）、鹿野3（中心部）、鹿野4（南東部）、鹿野5（南西部）

2 委員は、その任期中にいずれかの地区協議会に所属するものとし、推進委員は担当する区域を管轄する地区協議会に所属するものとする。

3 会長及び委員会の会長職務代理者（以下「会長職務代理者」という。）は、可能な限り同一の地区協議会に所属しないものとする。

（地区協議会の構成及び役員）

第4条 地区協議会には、当該地区協議会に所属する委員（以下「構成委員」という。）及び推進委員（以下「構成推進委員」という。）（以下これらを「構成委員等」という。）、委員会の事務局（以下「事務局」という。）の職員並びに次項に規定する座長が認めた者が出席する。

2 地区協議会に座長、副座長及び広報担当を置く。

3 座長は構成委員の互選、副座長は構成推進委員の互選、広報担当は構成委員等の互選によりそれぞれ定める。

4 前項の互選は、会長及び会長職務代理者は除くものとする。

5 座長、副座長及び広報担当の任期は、委員及び推進委員の任期とする。

6 座長は、地区協議会の会務を総理し、地区協議会を代表する。

7 座長の任務は次のとおりとする。

（1） 地区協議会の開催日時の決定及び招集

（2） 地区協議会の議事進行

(3) 地区協議会の意見集約

(4) その他会長から指示のあった任務

8 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その任務を代理する。

9 広報担当は、周南市農業委員会広報委員会設置要綱第3条第1項に規定する広報委員となる。

(地区協議会の会議の開催)

第5条 地区協議会の会議（以下「会議」という。）の開催は、おおむね3か月に1回程度とする。

2 前項の規定にかかわらず座長が必要と認めたとき又は構成委員等の過半数から地区協議会の開催を求められたときは、座長は会議を開催することができるものとする。

3 前2項にかかわらず会長から開催の要請があったときは、座長は会議を開催しなければならない。

4 会議は、出席した者の意見の交換を尊重すること、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあることから非公開とする。

(諸会議での意見反映)

第6条 会議で集約した意見は、構成委員等が積極的に諸会議の中で発言する。また、地区協議会で必要とされる場合は、文書による意見反映を行う。

(会議記録)

第7条 会議の記録は、事務局の職員が作成し事務局で保管する。

(庶務)

第8条 地区協議会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、令和5年7月24日から施行する。この場合において、この要綱の施行の日前でも、地区協議会の設置のための準備行為は行うことができる。

(周南市農業委員会地域協議会及び幹事会会則の廃止)

2 周南市農業委員会地域協議会及び幹事会会則（平成 29 年 7 月 24 日制定）は廃止する。

（経過措置）

3 この要綱の施行の前までに、廃止前の農業委員会地域協議会及び幹事会会則の規定に基づきなされた行為は、この要綱の相当規定に基づきなされた行為とみなす。